

定時株主総会 招 集 ご 通 知

- 開催日時

2025年6月26日 (木曜日) 午前10時

- 開催場所

東京都目黒区下目黒一丁目8番1号 ホテル雅叙園東京 2階 華しずか

- 決議事項

第1号議案 剰余金の処分の件 第2号議案 取締役5名選任の件 第3号議案 監査役1名選任の件

一目次

第69期定時株主総会招集ご通知 02
株主総会参考書類 00
事業報告14
連結計算書類 29
監査報告 ····· 3

② 前澤給装工業株式会社

証券コード 6485

経営理念



「品質(Quality)は人格であり、安全(Safety)は協調であり、 独創(Originality)は改革である。」

ごあいさつ

株主の皆さまにおかれましては、平素より格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

このたび、代表取締役社長に就任いたしました、杉本博司でございます。株主の皆さまからのご期待に沿えるよう、当社のさらなる成長と発展を実現させていく所存でございます。

ここに、第69期定時株主総会招集ご通知をご高覧いただくにあたり、ご挨拶申しあげます。

当期は、地政学リスクが益々高まる中で、世界的なエネルギー価格の高騰や物価上昇が日本経済にも影響を及ぼし、当社においても主要原材料である銅価格の高止まり状態は解消されず、厳しい経営環境の1年となりました。

このような環境下で、当社は中期経営計画2024の最終年度として、持続可能な社会への貢献と持続的な企業価値の向上に取り組んだ結果、売上高、利益ともに最終目標を達成することができました。

期末配当金につきましては、配当政策の基本方針に基づき、業績予想(2024年5月13日公表)を大幅に上回ったことや現在の財政状況等を勘案して、1株あたり15円の増配を実施し、1株につき36円とすることをご提案申しあげます。これにより、中間配当金の1株につき21円と合わせた年間の配当金は、1株につき57円となり、第68期の年間配当金と比べて17円の増配となります。

株主の皆さまにおかれましては、一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申しあげます。

代表取締役社長

杉本 博司



証券コード 6485 2025年6月5日 (電子提供措置の開始日 2025年5月31日)

東京都目黒区鷹番二丁目14番4号

前澤給装工業株式会社

代表取締役社長 杉本 博司

第69期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第69期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報(電子提供措置事項)について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいますようお願い申しあげます。

【当社ウェブサイト】

https://www.qso.co.jp/ir/soukai.html



【東京証券取引所ウェブサイト】

https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show



(上記の東証ウェブサイトにアクセスいただき、「銘柄名(会社名)」に「前澤給装工業」または「コード」に当社証券コード「6485」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。)

なお、当日のご出席に代えて、インターネットまたは書面(郵送)によって議決権を行使することができますので、株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権行使のご案内に記載の方法により、2025年6月25日(水曜日)午後5時30分までに行使していただきますようお願い申しあげます。

敬具

1 日 時	2025年6月26日(木曜日) 午前10時
2 場 所	東京都目黒区下目黒一丁目8番1号 ホテル雅叙園東京 2階 華しずか (末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)
3 目的事項	 報告事項 1. 第69期(2024年4月1日から2025年3月31日まで)事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第69期(2024年4月1日から2025年3月31日まで)計算書類報告の件 決議事項 第1号議案 剰余金の処分の件 第2号議案 取締役5名選任の件 第3号議案 監査役1名選任の件
4 招集にあたっての決定 事項	(1)書面(郵送)により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。(2)インターネットおよび書面の両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効としてお取り扱いいたします。(3)インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行使された内容を有効としてお取り扱いいたします。

以上

- 本総会にご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあ げます。
- 電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令および当社定款の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する 書面には記載しておりません。なお、監査役および会計監査人は次の事項を含む監査対象書類を監査しております。
 - ①事業報告の「業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況の概要」および「会社の支配に関する基本方針」
 - ②連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」および「連結注記表」
 - ③計算書類の「貸借対照表」「損益計算書」「株主資本等変動計算書」および「個別注記表」
- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、修正した旨、修正前および修正後の事項を前掲の各ウェブサイトに掲載させていただきます。
- ご来場の株主様へのお土産のご用意はございませんのでご了承願います。
- 当日の議事内容につきましては、動画等による配信を予定しております。株主総会終了後準備が整い次第、前掲の当社ウェブサイトに掲載する 予定です。
- その他、株主様へのご案内事項につきましては、前掲の当社ウェブサイトにてお知らせいたします。適宜最新情報をご確認くださいますようお願い申しあげます。



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。 株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使してくださいますようお願い申しあげます。 議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



午前10時



インターネットで議決権を 行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛 否をご入力ください。

行使期限

2025年6月25日(水曜日) 午後5時30分入力完了分まで



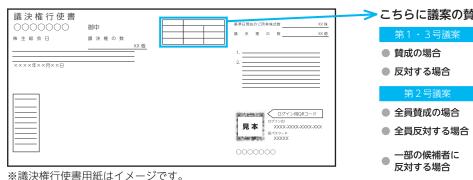
書面(郵送)で議決権を 行使される場合

議決権行使書用紙に議案に対する賛 否をご表示のうえ、切手を貼らずに ご投函ください。

行使期限

2025年6月25日(水曜日) 午後5時30分到着分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内



こちらに議案の賛否をご記入ください。

- ≫「賛」の欄に○印
- ≫ 「否」の欄に○印
- ≫ 「賛」の欄に○印
 - 「否」の欄に〇印
 - 「賛」の欄に〇印をし、 反対する候補者の番号を ご記入ください。
- ・インターネットおよび書面(郵送)の両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いい たします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたしま
- ・書面(郵送)により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取 り扱いいたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



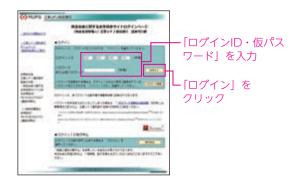
- ※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。
- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



ログインID・仮パスワードを 入力する方法

議決権行使 ウェブサイト https://evote.tr.mufg.jp/

- 1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」 を入力しクリックしてください。



3 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使で パソコンやスマートフォンの操作方法などが ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク 0120-173-027

(通話料無料/受付時間 9:00~21:00)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、事業成長と業績向上を通じて、株主の皆様に対する利益還元と、多様なステークホルダーへの貢献を両立 してまいります。具体的には、各事業年度の財政状況や将来の事業展開等を総合的に勘案し、事業成長や地球環境の 保全を図るための投資などにも考慮し、利益還元を行うことを基本方針としております。

このような方針の下、当期の期末配当につきましては、以下のとおりとさせていただきたいと存じます。

- 配当財産の種類
 金銭といたします。
- ② 配当財産の割当に関する事項およびその総額 当社普通株式 1 株につき36円 総額746,554,140円 これにより、当期の年間配当金につきましては、中間配当金 1 株につき21円と合わせまして、1 株につき57 円となります。
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日2025年6月27日

第2号議案 取締役5名選任の件

取締役6名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役5名の選任をお願いする ものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏名	性別	現在の当社における 地位および担当等	候補者属性	取締役会 出席状況
1	がきを でるし 杉本 博司	男性	代表取締役社長	再任	14 回/14回 (出席率100%)
2	たにぐち よういちろう	男性	常務取締役管理本部長	再任	14 回/14回 (出席率100%)
3	青木 栄一	男性	取締役生産本部長兼 福島工場長	再任	14 回/14回 (出席率100%)
4	飯島・康夫	男性	社外取締役	再任 社外 独立	14 回/14回 (出席率100%)
5	くまざき なすぎ 熊﨑 美杉	女性	社外取締役	再任 社外 独立	14 回/14回 (出席率100%)
再任	再任取締役候補者 新任	新任取締役候袖	甫者 社外 社外取締役候補者 独立	証券取引所等の定めに基づく独	



候補者番号

杉本

博司

再任

所有する当社株式の数

23.426株

1964年6月15日生 性別:男性 在任期間:6年 取締役会出席状況:14回/14回(出席率100%)

略歴、当社における地位、担当

1989年 4月 当社入社

2003年 4月 当社広島営業所長

2010年10月 当社執行役員営業本部中四国ブロック長

2014年 7月 当社執行役員西日本営業部関西・中四国支店長

2015年10月 当社経営管理部門経営管理部長

2017年 4月 当社事業企画部長

2019年 6月 当社取締役営業部門担当住宅設備営業統括部長

2021年10月 当社取締役営業本部長

2023年 6月 当社常務取締役営業本部長

2025年 4月 当社代表取締役社長 (現任)

取締役候補者とした理由

杉本博司氏は、当社において主として営業拠点の責任者等を経験した後、2015年から経営管理部長、2019年取締役営業部門担当住宅設備営業統括部長、2023年からは常務取締役営業本部長等営業部門の要職を歴任し、2025年4月の代表取締役社長就任後は、当社の経営を主導する重責を担っております。取締役会は、それらの豊富な経験と実績から、引き続き当社の持続的な成長と企業価値向上の実現のために必要な人材であると判断し、取締役候補者といたしました。



候補者番号

た に ぐ ち

陽一郎

再任

所有する当社株式の数

21.526株

1962年8月5日生 性別:男性 在任期間:6年 取締役会出席状況:14回/14回 (出席率100%)

略歴、当社における地位、担当

1986年 4月 株式会社協和銀行(現株式会社りそな銀行)入行2013年 4月 株式会社りそな銀行力段支店統括部長(支店長)

2016年 4月 青木あすなろ建設株式会社入社 東京建築本店営業第二部営業部長

2016年 9月 当社入社 2016年12月 当社経理部長

2019年 6月 当社取締役管理部門担当管理統括部長兼経理部長

2020年 6月 当社取締役管理部門担当管理統括部長

2021年10月 当社取締役管理本部長

2025年 4月 当社常務取締役管理本部長 (現任)

取締役候補者とした理由

谷口陽一郎氏は、金融機関等で培った知見やマネジメント経験等を活かし経理部長として当社の経理・財務業務を統率し、2019年から取締役管理部門担当管理統括部長、2021年取締役管理本部長、2025年4月からは常務取締役管理本部長として当社管理部門を統括しております。取締役会は、それらの豊富な経験と実績から、引き続き当社の持続的な成長と企業価値向上の実現のために必要な人材であると判断し、取締役候補者といたしました。



3 / 声

再任

所有する当社株式の数

20.289株

1966年9月12日生 性別:男性 在任期間:2年 取締役会出席状況:14回/14回(出席率100%)

略歴、当社における地位、担当

1990年 2月 当社入社

2010年10月 当社大阪営業所長

2019年 2月 当社関西・中部エリア統括部長

2019年12月 当社生産企画部長

2021年10月 当社執行役員福島工場長

2023年 6月 当社取締役生産本部長

2025年 4月 当社取締役生産本部長兼福島工場長(現任)

取締役候補者とした理由

青木栄一氏は、当社において主要な営業拠点の責任者をはじめとして営業部門および生産部門の要職を歴任し、2021年から執行役員福島工場 長、2023年取締役生産本部長、2025年4月からは取締役生産本部長兼福島工場長として当社生産部門を統括しております。取締役会は、それらの豊富な経験と実績から、当社の持続的な成長と企業価値向上の実現への貢献を期待できる人材であると判断し、取締役候補者といたしました。



候補者番号

飯島

康夫

再任 社外

所有する当社株式の数

一 株

1968年6月11日生 性別:男性 在任期間:5年 取締役会出席状況:14回/14回(出席率100%)

略歴、当社における地位、担当

2000年 4月 弁護士登録

2000年 4月 紀尾井町法律事務所 弁護士 (現任)

2015年 4月 第二東京弁護士会副会長

2015年 6月 パルシステム生活協同組合連合会 員外監事 (非常勤)

2020年 6月 当社社外取締役 (現任)

2023年 6月 パルシステム共済生活協同組合連合会 員外監事 (非常 勤) (現任)

(重要な兼職の状況)

紀尾井町法律事務所 弁護士

パルシステム共済生活協同組合連合会 員外監事 (非常勤)

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

飯島康夫氏は、弁護士としての法務に関する識見に加え、生活協同組合連合会の員外監事を務める等の経験を有しております。取締役会は、それらの経験と実績に基づく同氏の専門的・客観的視点からの助言等が、引き続き当社の中長期的な企業価値の向上および取締役会の監督機能向上に活かされることを期待し、社外取締役候補者といたしました。また、同氏が選任された場合は、報酬諮問委員会および指名委員会の委員として、当社取締役会の諮問に対し、客観的・中立的立場で審議に関与していただく予定です。なお、同氏は、過去に直接会社経営に関与したことはありませんが、上記理由から社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。



候補者番号

5 / 5

< # ざ き **能調** 美杉

再任 社外

独立

所有する当社株式の数

500株

1959年7月27日生 性別:女性 在任期間:3年 取締役会出席状況:14回/14回(出席率100%)

略歴、当社における地位、担当

1978年 4月 関東信越国税局入職

2016年 7月 本庄税務署長

2019年 7月 川越税務署長 (2020年7月退職)

2020年 8月 税理士登録

2020年 8月 熊﨑美杉税理十事務所 税理十 (現任)

2021年 4月 関東信越税理士会審理室 副主管 (現任)

2021年 6月 社会福祉法人聖徳会 監事 (現任)

2022年 6月 当社社外取締役 (現任)

2022年 8月 シグマ光機株式会社 社外監査役 (現任)

(重要な兼職の状況)

熊﨑美杉税理士事務所 税理士

関東信越税理士会審理室 副主管

社会福祉法人聖徳会 監事

シグマ光機株式会社 社外監査役

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

熊崎美杉氏は、国税局において税務署長等の要職を歴任され、その中で培ったマネジメント能力や税務に関する専門的知見に加え、同局退職後においては税理士および社会福祉法人の監事を務める等の経験を有しております。取締役会は、それらの実績と経験に基づく同氏の専門的・客観的立場からの助言等が、引き続き当社の中長期的な企業価値の向上および取締役会の監督機能向上に活かされることを期待し、社外取締役候補者といたしました。また、同氏が選任された場合は、報酬諮問委員会および指名委員会の委員として、当社取締役会の諮問に対し、客観的・中立的立場で審議に関与していただく予定です。なお、同氏は、過去に直接会社経営に関与したことはありませんが、上記理由から社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
 - 2. 各再任候補者の在任期間は当社取締役就任から本株主総会終結の時までの期間を、取締役会出席状況は当事業年度に開催された取締役会のうち、在任期間中に開催された取締役会に対する出席状況を、それぞれ記載しております。
 - 3. 飯島康夫氏が2023年6月まで員外監事として在任していたパルシステム生活協同組合連合会(以下「同連合会」といいます。)は、「下請代金支払遅延等防止法(以下「下請法」といいます。)」上の下請事業者に該当する5社に対し、2023年4月から2024年6月までの間、代金の一部を減額して支払ったことが下請法違反にあたるとして、2024年9月、公正取引委員会より同法に基づく勧告を受けました。同氏は、2023年6月に同連合会の員外監事を退任しており、本違反行為が判明するまでその事実を認識しておりませんでしたが、在任期間においては、法令遵守およびコンプライアンス徹底の視点に立った指摘・提言を行う等、その職責を果たしておりました。
 - 4. 当社は、飯島康夫氏および熊崎美杉氏との間で、会社法第427条第1項および定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が規定する額としており、再任が承認された場合には本契約を継続する予定であります。
 - 5. 当社は、飯島康夫氏および熊崎美杉氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。両氏の再任が承認された場合は、引き続き両氏を独立役員とする予定であります。
 - 6. 当社は、保険会社との間で役員等賠償責任保険契約を締結し、被保険者が負担することになる損害賠償金および争訟費用等の損害を填補することとしております。 各候補者の選任が承認されますと、当該保険契約の被保険者に含められることとなり、また、当該保険契約は次回更新時においても同様の内容での更新を予定しております。

第3号議案 監査役1名選任の件

監査役 黒谷潤氏は、本総会終結の時をもって辞任されますので、新たに監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。



とみ た くにあき **ナロロ**

新任

所有する当社株式の数

3.125株

1965年3月1日生 性別:男性

略歴、当社における地位

1987年 4月 当社入社

2007年 4月 当社特販部設備グループ グループリーダー

2014年 7月 当社特販営業部 集合営業課長

2015年 4月 QSOインダストリアル株式会社出向 同社取締役

2022年10月 当社設備営業部 副部長 2025年 4月 当社監査室 (現任)

監査役候補者とした理由

富田邦明氏は、当社において営業部門の課長等を歴任し、2015年から当社子会社の取締役、2022年当社設備営業部副部長、2025年4月からは監査室において監査業務を担っております。取締役会は、それらの豊富な経験と実績から、監査役として当社経営の健全性確保への貢献を期待できる人材であると判断し、監査役候補者といたしました。

- (注) 1. 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
 - 2. 富田邦明氏が監査役に就任した場合、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項および定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が規定する額としております。
 - 3. 当社は、保険会社との間で役員等賠償責任保険契約を締結し、被保険者が負担することになる損害賠償金および争訟費用等の損害を填補することとしております。 富田邦明氏が監査役に就任した場合、同氏は当該保険契約の被保険者に含められることとなり、また、当該保険契約は次回更新時においても同様の内容での更新を 予定しております。

(ご参考)

第2号議案および第3号議案が原案どおり承認可決された場合における本総会後の各取締役・監査役に期待する主なスキルおよび就任予定委員会委員は次のとおりであります。

		各取締	役・監査役に	期待する主な	スキルおよび	就任予定委員:	会委員	
氏名	経営・事業 戦略	営業・ マーケティング	開発・生産	財務・会計	人材開発	法務・ コンプライ アンス	報酬諮問 委員会	指名 委員会
取締役 杉本 博司	0	0	0		0	0		0
取締役 たにぐち よういちるう 谷口 陽一郎	0			0	0	0	0	
取締役	0	0	0		0	0		
社外取締役 飯島 康夫					0	0	0	0
社外取締役				0	0	0	0	0
監査役 富田 邦明	0	0			0	0		
社外監査役 伊藤 広樹						0		
社外監査役 製井 秀憲	0			Ο		0		

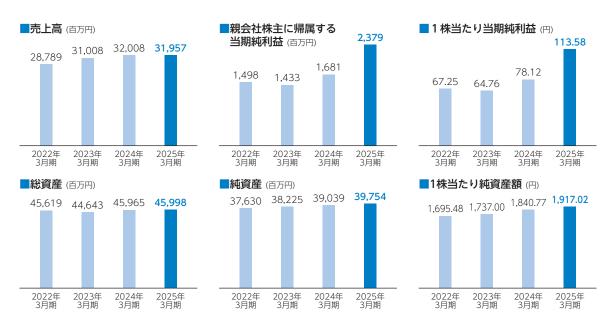
以上

企業集団の現況

(1) 直前3事業年度の財産および損益の状況

区分	第 66 期 2022年3月期	第 67 期 2023年 3 月期	第 68 期 2024年3月期	第 69 期(当連結会計年度) 2025年3月期
売上高(百万円)	28,789	31,008	32,008	31,957
親会社株主に帰属する 当期純利益(百万円)	1,498	1,433	1,681	2,379
1 株当たり当期純利益(円)	67.25	64.76	78.12	113.58
総資産(百万円)	45,619	44,643	45,965	45,998
純資産(百万円)	37,630	38,225	39,039	39,754
1株当たり純資産額(円)	1,695.48	1,737.00	1,840.77	1,917.02

⁽注) 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均株式数により、1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。



(2) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過および成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善等を背景に緩やかな回復基調で推移しましたが、米国の通商政策や物価上昇等、依然として先行き不透明な状況が続いております。

このような経済状況下、当社グループは、給水装置事業におきましては、水道事業体が発注する配水管布設替工事への、着実な当社製品の納入を継続して確保しつつ、あわせて耐震性や施工性に優れた製品の提案活動に注力いたしました。また、主要原材料である銅の価格や電気等のエネルギー費、輸送コスト等を注視し、適切に販売価格に反映させ収益を確保してまいりました。

住宅・建築設備事業におきましては、ハウスメーカーなど販売チャネルの拡大や空調分野向け製品の販売 展開を引き続き推進してまいりました。また、減少基調にある新設住宅着工戸数に対し、需要の確実な捕捉 に努めてまいりました。

さらに、当社グループにおける事業の効率化及び経営資源の選択と集中を目的とし、2025年1月1日付で連結子会社である前澤給装(南昌)有限公司の全持分を譲渡し、また、2025年4月1日付で連結子会社であるQSOインダストリアル株式会社を吸収合併いたしました。

これらの結果、当連結会計年度の連結業績は、売上高319億57百万円(前期比0.2%減)、営業利益30億46百万円(同23.5%増)、経常利益31億84百万円(同22.6%増)、親会社株主に帰属する当期純利益23億79百万円(同41.5%増)となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度の当社グループの設備投資額は、10億18百万円であり、その主なものは生産用設備2億89百万円、販売システムの更新2億17百万円であります。

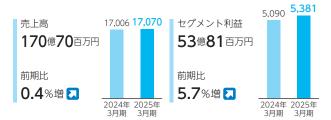
なお、当連結会計年度の所要資金は、主に自己資金で賄いました。

事業別の概況

各セグメントの業績は次のとおりであります。

給水装置事業

給水装置事業におきましては、新設住宅着工戸数は 前期比を下回ったものの、販売価格改定効果により、 売上高は前期比0.4%増の170億70百万円となりまし た。セグメント利益は、主要原材料である銅の価格が 高騰しているものの、販売価格の改定効果により、前 期比5.7%増の53億81百万円となりました。



住宅・建築設備事業

住宅・建築設備事業におきましては、新設住宅着工戸数が低調に推移したことにより、売上高は前期比0.3%減の123億16百万円となりました。セグメント利益は、販売価格改定効果により前期比8.6%増の21億28百万円となりました。



商品販売事業

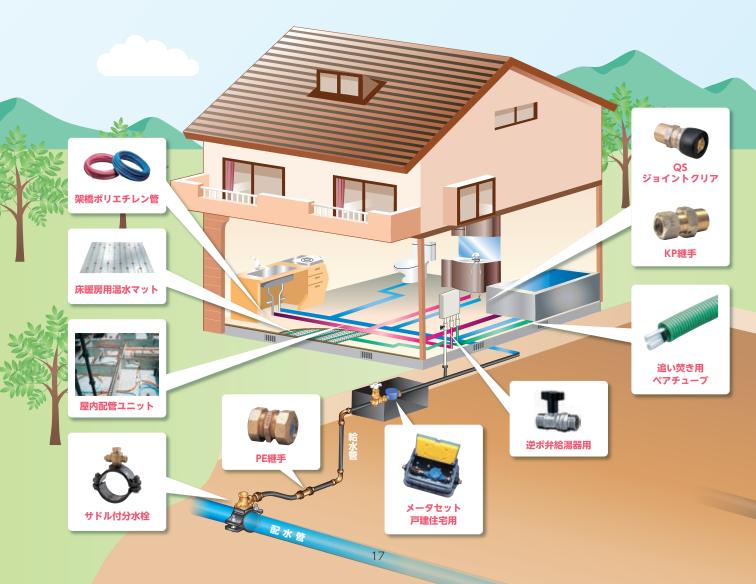
商品販売事業におきましては、鋳鉄商品の販売が減少したことから、売上高は前期比3.0%減の25億70百万円、セグメント利益は3億11百万円となりました。



わたしたちの製品 Products

「きれいな水」「安全な水」「おいしい水」をお届けすることが私たちの使命です。

私たちの生活になくてはならない水。その水をお届けするための水道用給水装置は、生活に欠かせない重要なものです。前澤給装工業は給水装置のトップメーカーとして、水道用給水装置から屋内給水給湯配管、床暖房製品に至るまで、ライフラインに関わる製品を高度な技術と、しなやかな発想で創り出し、皆さまにご提供しております。





(3) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
QSOインダストリアル株式会社	11百万円	100.0%	給水・給湯システムの設計 施工、販売

(注) 当社は、2025年1月1日付で、前澤給装(南昌)有限公司の全持分を譲渡いたしました。また、2025年4月1日付で、QSQインダストリアル株式会社を吸収合併いたしました。

(4) 対処すべき課題

当社を取り巻く事業環境につきましては、人口減少に伴う新設需要が低減しながらも、更新や耐震といった持続性の観点に伴う需要は拡がる傾向にあります。また社会情勢の不安定化に起因した様々な潜在リスクが顕在化している状況にあります。さらにCO2削減への取り組みなど、地球環境に一層配慮した活動が必須となっています。

このような事業環境におきまして、当社は将来にわたり、すべての人々が安心して暮らせる社会の実現に貢献し、広く社会から必要とされる存在であり続けることを実現するため、「収益向上への取り組み強化」「効率かつ革新を通じた生産性の向上」「サステナビリティへの取り組み推進」を優先的に対処してまいります。

- ① 営業活動の強化や、適正な販売価格の適用とともに、物価高騰に起因する事業コストの抑制が必要であり、非効率業務のシステム化などによって効率的な事業運営を実現し、収益向上を図ってまいります。
- ② 業務フローの見直しによる自動化・省力化を目的とした投資を優先し、会社全体が生産性の高い組織へと転換してまいります。
- ③ 当社「サステナビリティ基本方針」のもと、以下の重要課題(マテリアリティ)を特定し、実行してまいります。
 - ・持続可能な水道インフラへ貢献するとともに、住空間の質の向上を目指し、安全性・耐震性および施工性 に優れた製品の開発、また安定した製品の供給に取り組み、「社会との共生」を実現します。
 - ・地球環境保護のため、再生可能エネルギーの利用促進やリサイクル材料の積極的な活用とともに、環境配 慮型製品の開発を進め、「環境との調和」を実現してまいります。
 - ・中長期的な成長を支える優秀な社員を確保していくために、時代の流れに沿った人事管理体制や教育研修 体制を整備し、また健康経営によって働きがいのある職場環境を提供するなど、「人財の尊重」を図って まいります。
 - ・すべてのステークホルダーから信頼を得続けていくため、収益向上のみならず、ガバナンスやコンプライアンスの強化によって、「責任ある行動」をとってまいります。

(5) 主要な事業内容 (2025年3月31日現在)

当社グループは、給水装置事業、住宅・建築設備事業、商品販売事業を行っております。各事業の内容は以下のとおりであります。

事業区分	主要な製品等
給水装置事業	サドル付分水栓、継手、止水栓等バルブ類等の水道用給水装置製品の製造、販売
住宅・建築設備事業	給水・給湯用、暖房用等の樹脂管、樹脂管用継手、給水・給湯システムおよび関連部材等の製造販売、住環境部材の開発、設計、製造、販売
商品販売事業	製品に関連した仕入商品の販売

(6) 主要な営業所および工場 (2025年3月31日現在)

前澤給装工業株式会社

別/辛和衣上き	卡怀以云红			
本社	東京都目黒区			
営業所等	北海道	(北海道札幌市)	新潟	(新潟県新潟市)
	釧路	(北海道釧路市)	甲信	(長野県松本市)
	青森	(青森県青森市)	北陸	(石川県金沢市)
	秋田	(秋田県秋田市)	京都	(京都府京都市)
	仙台	(宮城県仙台市)	名古屋	(愛知県名古屋市)
	茨城	(茨城県土浦市)	大阪	(大阪府大阪市)
	栃木	(栃木県宇都宮市)	岡山	(岡山県岡山市)
	群馬	(群馬県前橋市)	広島	(広島県広島市)
	埼玉	(埼玉県さいたま市)	匹国	(愛媛県松山市)
	千葉	(千葉県千葉市)	九州	(福岡県福岡市)
	東京	(東京都目黒区)	熊本	(熊本県熊本市)
	東京西	(東京都羽村市)	鹿児島	(鹿児島県鹿児島市)
	横浜	(神奈川県横浜市)	設備営業部	(東京都目黒区)
	静岡	(静岡県静岡市)	リビング・ ソリューション営業部	(東京都目黒区)
工場	福島工場	(福島県本宮市)		
物流	福島物流センター	- (福島県本宮市)		
	埼玉物流センター	- (埼玉県北葛飾郡)		
	大阪物流センター	- (大阪府大阪市)		
	九州物流センター	- (福岡県糟屋郡)		

QS O インダストリアル株式会社 (連結子会社) 本社 神奈川県横浜市

(7) 使用人の状況 (2025年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
435名	48名減少

⁽注) 1. 使用人数は就業員数であり、嘱託、パートタイマーは含まれておりません。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
432名	6名増加	42.1歳	17.0年

⁽注) 使用人数は就業員数であり、嘱託、パートタイマーは含まれておりません。

(8) 主要な借入先 (2025年3月31日現在)

該当事項はありません。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

^{2.} 使用人数が前連結会計年度末と比べて48名減少しておりますが、その主な理由は、2025年1月1日付で連結子会社である前澤給装(南昌)有限公司の全持分を譲渡したことによるものであります。

2 会社の現況

(1) 株式の状況 (2025年3月31日現在)

① 発行可能株式総数 92,000,000株

② 発行済株式の総数 21,500,000株 (自己株式762,385株を含む)

③ 株主数 10,115名

④ 大株主 (上位10名)

株主名	持株数(千株)	持株比率(%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	1,873	9.04
前澤工業株式会社	1,248	6.02
前澤化成工業株式会社	1,248	6.02
THE HONGKONG AND SHANGHAI BANKING CORPORATION LIMITED - HONG KONG PRIVATE BANKING DIVISION CLIENT A/C 8028-394841	1,060	5.11
日本生命保険相互会社	732	3.53
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	576	2.78
第一生命保険株式会社	576	2.78
前澤給装工業従業員持株会	573	2.77
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505103	489	2.36
JP MORGAN CHASE BANK 385781	401	1.94

⁽注) 1. 当社は自己株式762,385株を保有しておりますが、上記大株主(上位10名)から除いております。

⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

	株式数	交付対象者数
取締役(社外取締役を除く)	8,376株	4名

⁽注) 上記は、譲渡制限付株式報酬であります。

^{2.} 持株比率は自己株式 (762,385株) を控除して計算しております。

^{3. 2022}年12月9日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書において、重田光時氏が2022年12月2日現在で1,340千株の株式を保有している旨が記載されておりますが、当社として当事業年度末現在における実質保有株式数の確認ができませんので、上記大株主には含めておりません。

(2) 会社役員の状況

① 取締役および監査役の状況 (2025年3月31日現在)

地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	谷合祐一	
常務取締役	杉 本 博 司	営業本部長
取締役	谷 □ 陽一郎	管理本部長
取締役	青 木 栄 一	生産本部長
取締役	飯島康夫	紀尾井町法律事務所 弁護士 パルシステム共済生活協同組合連合会 員外監事 (非常勤)
取締役	熊崎美杉	熊﨑美杉税理士事務所 税理士 関東信越税理士会審理室 副主管 社会福祉法人聖徳会 監事 シグマ光機株式会社 社外監査役
常勤監査役	黒谷潤	
監査役	伊藤広樹	岩田合同法律事務所 パートナー弁護士 Recovery International株式会社 社外監査役
監査役	櫻 井 秀 憲	株式会社維新キャピタルパートナーズ 代表取締役 ばんせい証券株式会社 社外監査役

- (注) 1. 取締役飯島康夫氏および熊﨑美杉氏は、社外取締役であります。
 - 2. 監査役伊藤広樹氏および櫻井秀憲氏は、社外監査役であります。
 - 3. 当社は、取締役飯島康夫および熊﨑美杉ならびに監査役伊藤広樹および櫻井秀憲の各氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
 - 4. 監査役櫻井秀憲氏は公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
 - 5. 取締役青木栄一氏は、当社の子会社であった前澤給装(南昌)有限公司の董事長を兼職しておりましたが、当社が2025年1月1日付で同社の全持分を譲渡したことに伴い、同日付で同社董事長を退任しております。
 - 6. 当事業年度末日後の取締役の地位および担当等の異動は次のとおりであります。

氏名	異動前	異動後	異動年月日
谷合祐一	代表取締役社長	取締役	2025年4月1日
杉本博司	常務取締役営業本部長	代表取締役社長	2025年4月1日
谷□陽一郎	取締役管理本部長	常務取締役管理本部長	2025年4月1日
青木栄一	取締役生産本部長	取締役生産本部長兼福島工場長	2025年4月1日

② 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役および各監査役とは、会社法第427条第1項および定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。

③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は、当社の取締役および監査役であり、保険料は全額当社が負担しております。当該保険契約により、被保険者がその地位に基づいて行った不当な行為に起因して、被保険者に対して損害賠償請求がなされた場合に、被保険者が負担することとなる損害賠償金および争訟費用等の損害を塡補することとされております。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は塡補されないなど、一定の免責事由があります。

④ 取締役および監査役の報酬等

イ. 役員報酬の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年2月24日および2021年6月25日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法および決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることや、報酬諮問委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容の概要は次のとおりであります。

a. 基本方針

当社の取締役の報酬等は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう、株主利益に連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬等の決定に際しては、各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。具体的には、業務執行取締役(常勤取締役)の報酬等は、固定報酬としての基本報酬および業績連動報酬(賞与)、株式報酬(譲渡制限付株式報酬)により構成し、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払うこととする。

b. 基本報酬の個人別の報酬の額の決定に関する方針

当社の取締役の基本報酬の個人別の報酬は、取締役会で決議する社内の規定に基づき、月額固定金銭報酬とし、役位、職責、在任年数に鑑みて、当社と同種類かつ同規模である相当数の企業のベンチマークにおける固定報酬額、当社の財務状況等も考慮しながら、総合的に勘案して決定する方針とし、月額金銭報酬を支給する。

c. 業績連動報酬の算定方法の決定に関する方針

業績連動報酬(賞与)は、取締役会で決議する社内の規定に基づき、取締役の任期1年間の成果に報いる趣旨で支給するものとし、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため、業績指標を反映した金銭報酬とし、各事業年度の目標値に対する達成度合い等、また当社と同種類かつ同規模である相当数の企業のベンチマークにおける報酬総額などを参考に算出する方針とし、毎年、定時株主総会終了の日を含めて1週間以内に支給するものとする。



d. 株式報酬の算定方法の決定に関する方針

株式報酬 (譲渡制限付株式報酬) は、取締役会で決議する社内の規定に基づき、対象取締役に対して当社の企業価値の持続的な向上を図る中長期的なインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進める事を目的に、業績、役位、職責などを総合的に勘案の上算出する方針とし、当該株式を1事業年度に1回、取締役会決議により定める日に支給する。

- e. 基本報酬、業績連動報酬、株式報酬の額の取締役の個人別報酬の額に対する割合の決定に関する方針 業務執行取締役(常勤取締役)の種類別の報酬等割合については、定めないものとする。ただし、定性的な観点から、取締役会が報酬諮問委員会(以下、「委員会」という。)に取締役の個人別報酬の額を諮問し、委員会では、当社と同種類かつ同規模である相当数の企業のベンチマークにおける報酬等総額、その種類別の報酬割合等も踏まえた原案を作成する。取締役会においては、委員会の答申にある種類別の取締役個人別報酬の額を尊重する考えとする。
- f. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定方針に関する事項 取締役の個人別の報酬等の内容については、取締役会が委員会に原案作成を諮問し、委員会の答申を得るもの とし、取締役会は当該答申の内容を尊重し、決議しなければならないものとする。

口. 当事業年度に係る報酬等の総額

区分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額(百万円)			対象となる
区刀	(百万円)	基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	役員の員数 (名)
取締役	185	133	40	11	6
(うち社外取締役)	(12)	(12)	(-)	(-)	(2)
監査役	21	21	_	_	3 (2)
(うち社外監査役)	(9)	(9)	(-)	(-)	
合計	206	154	40	11	9
(うち社外役員)	(21)	(21)	(-)	(-)	(4)

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
 - 2. 取締役の報酬等の額には、以下のものが含まれております。

当事業年度における役員賞与引当金の繰入額

取締役: 4名 40百万円

- 3. 業績連動報酬等にかかる業績指針は営業利益であり、その実績は3,046百万円であります。当該指標を選択した理由は、業績向上への意欲を高めるとともに、各事 業年度の成果を適切に反映していると考えているためであります。当社の業績連動報酬は、取締役会で決議した規定に基づき、会社の業績に応じて、株主総会で決 議された総額の範囲内で算定し、報酬諮問委員会の答申を経て、取締役会で決定しております。
- 4. 非金銭報酬等の内容は当社の譲渡制限付株式報酬であります。割当ての際の条件等は「イ. 役員報酬の内容の決定に関する方針等」のとおりであります。また、当 事業年度における交付状況は「2. (1) ⑤当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況」に記載しております。なお、金額は譲渡制限付 株式報酬に係る当事業年度における費用計上額を記載しております。
- 5. 取締役の報酬限度額は、2007年6月27日開催の第51期定時株主総会において年額285百万円以内(ただし、使用人分給与は含まない。)と決議いただいております。

当該株主総会終結時点の取締役の員数は、6名(うち、社外取締役は0名)です。

また、基本報酬、業績連動報酬とは別枠で、2021年6月25日開催の第65期定時株主総会において、譲渡制限付株式報酬の額として年額30百万円以内(発行または処分する普通株式の総数は年50,000株を上限)とする旨、決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、6名(うち、社外取締役は2名)です。

6. 監査役の報酬限度額は、2007年6月27日開催の第51期定時株主総会において年額40百万円以内と決議いただいております。 当該株主総会終結時点の監査役の員数は、4名(うち、社外監査役は3名)です。

⑤ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

取締役飯島康夫氏は、紀尾井町法律事務所の弁護士であり、パルシステム共済生活協同組合連合会の員外監事であります。当社と各兼職先との間に特別の関係はありません。

取締役熊﨑美杉氏は、熊﨑美杉税理士事務所の税理士、関東信越税理士会審理室の副主管、社会福祉法人聖徳会の監事およびシグマ光機株式会社の社外監査役であります。当社と各兼職先との間に特別の関係はありません。

監査役伊藤広樹氏は、岩田合同法律事務所のパートナー弁護士であり、Recovery International株式会社の社外 監査役であります。当社と各兼職先との間に特別の関係はありません。

監査役櫻井秀憲氏は、株式会社維新キャピタルパートナーズの代表取締役であり、ばんせい証券株式会社の社外 監査役であります。当社と各兼職先との間に特別の関係はありません。

口. 当事業年度における主な活動状況

氏名	出席状況、発言状況および社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要	
取締役 飯 島 康 夫	当事業年度に開催された取締役会14回の全てに出席し、主に弁護士としての専門的、客観的見地から適宜必要な発言を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するために必要な役割を果たしております。また、報酬諮問委員会および指名委員会の委員長として、当事業年度に開催された報酬諮問委員会2回、指名委員会5回の全てに出席し、独立した客観的立場からそれぞれの審議を主導しております。	
取締役 熊 﨑 美 杉	当事業年度に開催された取締役会14回の全てに出席し、主に税理士としての専門的、客観的見地から適宜必要な発言を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するために必要な役割を果たしております。また、報酬諮問委員会および指名委員会の委員として、当事業年度に開催された報酬諮問委員会2回、指名委員会5回の全てに出席し、独立した客観的立場からそれぞれの審議に参画しております。	
監査役 伊藤 広樹	当事業年度に開催された取締役会14回、監査役会13回の全てに出席し、主に弁護士としての専門的見地から適宜必要な発言を行っております。	
監査役 櫻 井 秀 憲	当事業年度に開催された取締役会14回、監査役会13回の全てに出席し、主に公認会計士および 企業経営者としての専門的見地から適宜必要な発言を行っております。	

(3) 会計監査人の状況

① 名称

有限責任 あずさ監査法人

② 報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	42百万円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	42百万円

- (注) 1. 当社の重要な子会社のうち、前澤給装(南昌)有限公司は、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人の監査を受けております。なお、2025年1月1日付で 前澤給装(南昌)有限公司の全持分を譲渡したため、事業年度末時点では、連結の範囲から除外しております。
 - 2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
 - 3. 当社監査役会は、日本監査役協会「会計監査人との連携に関する実務指針」および「会計監査人の評価及び選定基準策定に関する監査役等の実務指針」を踏まえ監査役会が定めた「会計監査人の選定および評価基準」に基づき監査計画の内容および監査報酬見積りの算出根拠等を確認、検討した結果、監査報酬等の額は適切であると判断致しました。

③ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社監査役会は、会社法第340条第1項各号に掲げるいずれかの事由が発生し、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められた場合は、監査役の全員の同意により会計監査人を解任することができます。また、法定解任事由に該当する事実がある場合のほか、会計監査人の独立性、信頼性、効率性等を評価し、より適正な監査を期待できる会計監査人の選任が適切と判断した場合は、株主総会に提出される会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定します。

連結貸借対照表 (2025年3月31日現在)

(単位:百万円)

資産の部		
科目	金額	
流動資産	29,934	
現金及び預金	10,123	
受取手形	803	
売掛金	3,635	
電子記録債権	6,481	
有価証券	200	
商品及び製品	7,016	
仕掛品	82	
原材料及び貯蔵品	1,263	
その他	327	
固定資産	16,063	
有形固定資産	7,840	
建物及び構築物	1,902	
機械装置及び運搬具	910	
土地	4,614	
建設仮勘定	238	
その他	174	
無形固定資産	593	
ソフトウェア	393	
のれん	197	
その他	2	
投資その他の資産	7,630	
投資有価証券	5,612	
長期貸付金	3	
保険積立金	1,650	
退職給付に係る資産	221	
繰延税金資産	5	
その他	140	
貸倒引当金	△3	
資産合計	45,998	

負債の部		
科目	金額	
流動負債	5,006	
買掛金	2,653	
電子記録債務	732	
未払法人税等	539	
賞与引当金	272	
役員賞与引当金	40	
有償支給取引に係る負債	67	
その他	700	
固定負債	1,237	
繰延税金負債	803	
退職給付に係る負債	367	
その他	66	
負債合計	6,244	
純資産の部		
株主資本	37,203	
資本金	3,358	
資本剰余金	3,715	
利益剰余金	31,072	
自己株式	△943	
その他の包括利益累計額	2,550	
その他有価証券評価差額金	2,341	
退職給付に係る調整累計額	209	
純資産合計	39,754	
負債・純資産合計	45,998	

連結損益計算書 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

(単位:百万円)

		(単位:百万円)	
科目	金	金額	
売上高		31,957	
売上原価		22,160	
売上総利益		9,797	
販売費及び一般管理費		6,750	
営業利益		3,046	
営業外収益			
受取利息	15		
受取配当金	132		
受取派遣料	12		
その他	54	215	
営業外費用			
為替差損	73		
その他	3	76	
経常利益		3,184	
特別利益			
投資有価証券売却益	1		
関係会社出資金売却益	187	188	
特別損失			
固定資産除却損	130		
減損損失	14	144	
税金等調整前当期純利益		3,228	
法人税、住民税及び事業税	851		
法人税等調整額	△2	848	
当期純利益		2,379	
親会社株主に帰属する当期純利益		2,379	

独立監査人の監査報告書

2025年5月20日

前澤給装工業株式会社 取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、前澤給装工業株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、前澤給装工業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を 行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注 記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。 監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2025年5月20日

前澤給装工業株式会社 取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、前澤給装工業株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第69期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書(以下「計算書類等」という。)について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に 係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、

我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を 行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際 して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注 記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

当監査役会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第69期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎诵を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社からの事業の報告や重要な決裁書類等を閲覧いたしました。さらに内部監査部門からは、子会社を含む監査の結果について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
 - ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。また、事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果 会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果 会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月20日

前澤給装工業株式会社 監査役会

常勤監査役 黒谷 潤 ⑪ 社外監査役 伊藤 広樹 ⑪ 社外監査役 櫻井 秀憲 ⑪

トピックス

福島工場に太陽光発電システムを導入しました



当社は、2024年11月に環境保護とエネルギーの効率 化を目指し、福島工場の生産棟屋根に太陽光発電システム(発電容量375kW)を設置いたしました。

今回設置の最新技術を駆使した太陽光発電システムは、高効率でエネルギーを生成することにより、年間約200トンの二酸化炭素排出量の削減が見込まれ、工場全体の5%程度の電力を賄う予定です。

今後も持続可能な社会の実現に向けて、環境に配慮し た取り組みを推進してまいります。

電子マネー・ポイント等としてご利用いただける株主優待制度



当社は、多様な株主様のご要望を勘案しまして、2024年度より株主優待品を電子マネー・ポイント等として自由にご利用いただける「選べるe-Gift」に変更いたしました。2024年度の交換比率の高かった人気商品は、「Amazonギフトカード」(33.3%)、「nanacoギフト」(15.3%)、「au PAYギフトカード」(9.2%)となりました。

2025年度につきましても、30種類を超える交換可能商品をご用意させていただきましたので、是非ご利用ください。

*「選べるe-Gift」には交換期限が設けられておりますので、お早めにご希望商品に交換いただけますよう、お願い申しあげます。

MEMO

株主総会会場ご案内図



- ●ご来場の株主様へのお土産のご用意はございませんのでご了承願います。
- ●専用の駐車場はご用意しておりませんので、公共交通機関をご利用くださいますようお願い申しあげます。



会 場

東京都目黒区下目黒一丁目8番1号 ホテル雅叙園東京 2階 華しずか TEL 03-3491-4111 (代表)



- JR山手線
- 東京メトロ 南北線
- 東急目黒線
- 都営地下鉄 三田線

「目黒」駅西口より徒歩約 5 分





